

行為着手 30 日前までに届出してください

記入例

地区計画の区域内における行為の届出書

令和〇年 5 月 7 日

(あて先) 昭島市長

建築主

届出者 住所 昭島市田中町一丁目17番1号
氏名 昭島一郎
電話 042-544-5111

押印してください(正・副とも)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

該当する項目を囲んでください

について、下記により届け出ます。

行為の着手予定日は、届出日から30日以降でなければなりませんので、確認してください

- 行為の場所 昭島市 田中町一丁目〇〇番〇
- 行為の着手予定日 令和〇年 6 月 9 日
- 行為の完了予定日 令和〇年 12 月 8 日
- 設計又は施行方法

届出以外の部分は増築の際の既存部分を記入してください

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			115.00 m ²
		(ii) 建築又は建設面積	50.00 m ²	m ²	50.00 m ²
		(iii) 延べ面積	100.00 m ² (m ²)	m ² (m ²)	100.00 m ² (m ²)
	(iv) 高さ 地盤面から	7.5 m	(v) 用途 一戸建ての住宅	共同住宅(4戸) 店舗(喫茶店)	
(v) 緑化施設の面積	*緑化率の制限がない地区は空欄 m ²	(vi) 垣又はさくの構造 ・CB3段+格子フェンス GLからのH=1500 ・未定。設置する場合は、垣・さくの制限を遵守することを確約します。			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m ²			
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²	

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の())は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄についても記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

◇届出の必要な行為

行為	内容説明
(1) 土地の区画形質の変更	・切土、盛土及び区画等の変更で500㎡未満のもの。
(2) 建築物の建築	・「建築」とは、新築・増築・改築・移転のことをいいます。 ・「建築物」には、車庫・物置・建築物に付属する門又は塀・建築設備などが含まれます。
(3) 工作物の建設	・擁壁等の築造又は改修。 ・「工作物」には、煙突・広告塔・高架水槽・貯蔵施設などが含まれます。
(4) 建築物の用途の変更	・「用途の変更」とは、例えば一戸建ての住宅を店舗にするなど、建築物の使用用途を変更することをいいます。
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	・建築物の壁面線の位置の変更、垣又はさくの設置・変更、屋外広告物等の設置・変更、建築物の外壁や屋根の色彩の変更等をいいます。
(6) 木竹の伐採	・「現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」について定めのある地区については届出が必要です。

◇行為の届出の方法

- ・届出先 地域開発課開発指導係 電話 (042) 544-5111 (内2272・2273)
- ・期 日 工事(行為)着手の30日前までに提出してください。(都市計画法第58条の2)
ただし、確認申請を必要とする場合は確認申請時に地区計画の適合証の写しが必要となります。(適合証は、事務の効率化を図るため、地区計画の適合証に代えて、副本に受領印(承認印)を押印して返却しています。)
- ・届出書類 下記の書類を正・副2部ご用意ください。(副は写しでも構いません。)
 1. 地区計画の区域内における行為の届出書
 2. 委任状(地区計画の届出用) (届出を代理人が行う場合、任意様式可)
 3. 設計図書等(下記参照)

◇必要な設計図書

行為の種類	図面	縮尺	備考
(1) 土地の区画形質の変更	案内図	1/3,000以上	方位、申請地、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該土地の区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	造成計画平面図等
(2) 建築物の建築、工作物の建設、建築物の用途の変更の場合	案内図	1/3,000以上	(1)に同じ
	配置図	1/100以上	方位、縮尺、敷地の境界線、敷地内における建築物又は工作物の位置及び当該区域に接する公共施設を表示
	求積図	1/100以上	敷地面積、建築面積、床面積(工作物は敷地面積、建設面積)
	立面図	1/50以上	2面以上。外壁の色彩、垣・柵等の構造及び色彩(マンセル値)を表示(注1) 生垣は樹種・樹高・樹木の本数等を表示
(3) 建築物等の形態又は意匠の変更の場合	案内図	1/3,000以上	(2)に同じ
	配置図	1/100以上	(2)に同じ
	立面図	1/50以上	(2)に同じ

注1) 拝島駅南口・西武立川駅南口・立川基地跡地昭島地区について届出をする方は、立面図に着色をし、マンセル値を記載してください。また、中神駅北口駅前・田中町一丁目・昭島駅北口駅前・都営中神アパート周辺・つつじが丘・昭島中央線沿線地区について届出をする方は、建築物等の色を立面図に明記してください。(グレー系、ブラウン系など)

注2) 「壁面の位置の制限」がある場合には、配置図に壁面後退線と後退距離を明示してください。

注3) 「建築物の高さの最高限度・最低限度」が定められている場合には、立面図に建築物の高さを記載してください。

注4) 「垣又はさく」を設置する場合には、配置図に位置を明示し、縮尺1/20程度の立面図・断面図を添付してください。

注5) 「緑化率の最低限度」が定められている場合には、緑化率が確認できる書類(緑化施設の配置図・求積図等)を添付してください。

注6) 区画整理事業中の区域は、仮換地指定通知書等、仮換地案内図、仮換地明細図の写しを添付してください。